

幕張海浜公園
活性化施設整備・運営事業
事業化検討に係る
サウンディング型市場調査

令和 3 年 6 月

千葉県都市局公園緑地部緑政課

目 次

1	概要	1
2	内容	2
3	進め方	3
4	質問書・意見書等の受付	4
5	対話（個別実施）	5
6	留意事項	6
7	参加除外条件	7
8	お問合せ先	7

別冊

- ・幕張海浜公園活性化施設整備・運営事業の概要について

1 概要

(1) 目的

本市では、幕張海浜公園の魅力向上を図るため、平成30年度にサウンディング型市場調査を実施し、民間活力導入にあたっての基礎的な条件の把握を行いました。

令和元年度及び令和2年度については、先の調査結果を踏まえて、事業公募に向けた事業内容、具体的な公募条件の整理を進めてまいりました。

この度、本市が整理した公募条件について、民間事業者の方々がより参入しやすいものとするため、意見を伺いたいと考えております。いただいた意見については、公募条件等の修正の参考とさせていただきます。

(2) 方法

公表する「幕張海浜公園活性化施設整備・運営事業の概要について」に対して、民間事業者の方々からの意見を書面で提出いただきます。意見の概要については市のホームページで公表します。

(3) 対象者

自らが主体的に事業を実施する意向のある民間事業者（NPO 法人その他団体を含む）またはそのグループとします。

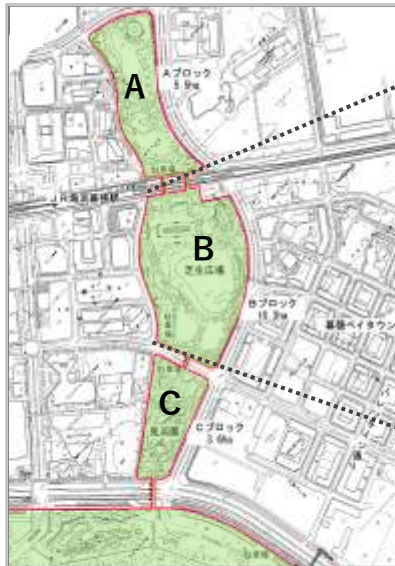
※ 業種・業態を問いません

2 内容

(1) 対象区域

本調査は、幕張海浜公園 B ブロック「にぎわいの広場及びその周辺地域」約 3 ha を対象とします。

幕張海浜公園 ABC ブロック



「にぎわいの広場及びその周辺地域」



にぎわいの広場の写真



(2) 幕張海浜公園の概要

- ・所在地：千葉市美浜区ひび野2-116外
- ・公園種別：広域公園
- ・面積：ABCブロック：19.4ha（公園全体：71.9ha）
- ・区域区分：市街化区域
- ・用途地域：第二種住居地域
- ・建ぺい率：60%
- ・容積率：200%
- ・高度地区：第一種高度地区（最高高さ31m）

(3) 意見聴取の内容

別冊の幕張海浜公園活性化施設整備・運営事業の概要についてで示した内容に対して、ご意見を提出ください。

なお、希望する場合には個別対話にも応じます。

3 進め方

本調査は、下記の流れに沿って進めていきます。



4 質問・意見書等の受付

公表する資料の内容に意見がある場合、意見書を提出してください。募集期間内に、下記まで必要書類をご提出ください。

※ 意見書が未提出の場合は、個別対話を行うことができません

(1) 募集期間

令和3年6月1日（火）～令和3年7月1日（木） 17時まで（必着）

(2) 提出書類

- ・様式1 : 参加に関する誓約書 1部
- ・様式2 : 幕張海浜公園活性化施設整備・運営事業の概要について
に関する意見書 1部
- ・様式3 : 「個別の対面による意見の聴取」で取り上げたい事項 1部

※様式3については、個別対話を希望する場合に提出してください。

(3) 書類提出方法

- ・Eメールで受付
- ・誓約書をEメールで提出する場合押印したものをPDF形式でご提出ください。

<提出先>

Eメールアドレス（緑政課）	ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp
メール標題	【意見書：幕張海浜公園活性化施設整備・運営事業】 としてください

5 対話（希望する場合）

意見書に基づき、1事業者あたり1時間～2時間を目安に対話を実施します。

対話実施の日時については、希望された時期に本市から記載の連絡先にご連絡し、日程調整のうえ、個別に対話を実施します。（時間帯は9～17時の間で調整いたします）

（1）実施期間

令和3年6月7日（月）から6月25日（金）までの期間を目安に随時実施

（2）実施場所

会場は、日程とともにご連絡いたします。

リモートによる対話も実施可能です。

（3）参加人数

参加人数は、1団体につき2名までとさせていただきます。

（4）持参するもの

対話に必要な資料

※提案資料及び補足資料の持参・提出は必須ではありません

※上記資料が電子媒体の場合は、CD-ROM等の提出をお願いします

6 留意事項

（１）対話内容及び参加等の取扱い

- ・対話内容は、今後の事業公募等の修正の参考とさせていただきます。ただし、事業公募は周辺地域・関係者等との調整が必要なことから、必ずしも公募内容への反映を約束するものではありません。
- ・参加実績は、事業公募時における評価の対象とはなりません。また、提出された意見書等の返却は行いません。
- ・調査目的から逸脱していると考えられる提案があった場合は、対話を希望されても、書面調査のみとさせていただくことがあります。
- ・原則として市のホームページで公表をします。

（２）対話等に係る費用負担

- ・意見書、各種資料の作成や対話参加に係る費用については、参加者の負担となります。

（３）追加調査への協力

- ・必要に応じて追加対話（メール等を含む）を行う場合もありますので、ご協力をお願いします。

（４）実施結果の公表

- ・意見書、対話でいただいた内容については、事前に参加者に内容確認の上、市からの回答も含めて調査結果の概要をホームページ等で公表します。
- ・参加者の名称及び企業のノウハウに係る内容は公表しません。

7 参加除外条件

応募者が次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認められませんので、予めご了承ください。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により、更生手続開始の申立てをしている場合。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、再生手続開始の申立てをしている場合。
- (3) 千葉県暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号）に基づく入札等除外措置を募集期間から対話実施の日までにおいて受けている場合。また、事業者、事業者の役員又は従業員（以下、「事業者関係者」という。）が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図ったり、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与したことがある場合。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税などの税金を完納していない場合、都市計画法などに法令違反がある場合。

8 お問い合わせ先

実施要領の内容や提案の考え方について不明な点、ご質問がありましたら、お気軽にお問い合わせください（電話、ファックス、Eメールいずれも可能です）。

【担 当】 千葉県 都市局 公園緑地部 緑政課 企画調整班

所在地 ：〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉中央コミュニティセンター9階

電話 ：043-245-5774

ファックス：043-245-5885

Eメール ：ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp